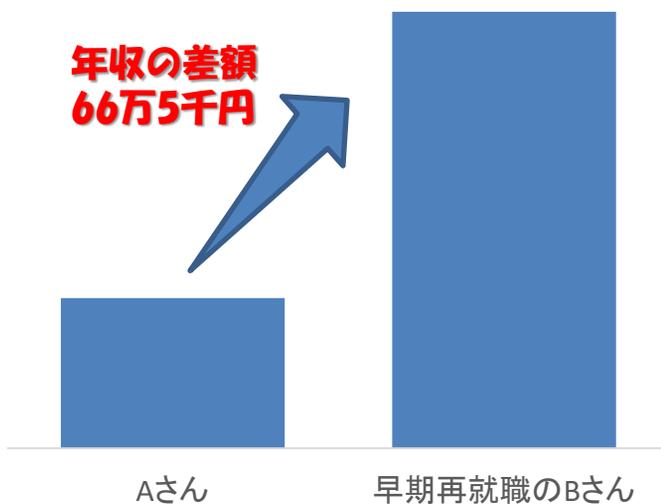


# 再就職手当を活用しませんか

失業給付の手続きをとった方が一定の条件を満たして再就職すると『再就職手当』が雇用保険から支給されます！年収で見るとこんなにも差が！！

モデルケース：1日の基本手当 5,000円  
所定給付日数 90日（自己都合退職）



・Aさん：雇用保険手続き後、支給終了まで雇用保険を受給

基本手当：5000円×90日＝45万円

・Bさん：雇用保険手続き1ヶ月後、早期に再就職し、再就職手当を受給

再就職手当：5000円×90日  
×70%＝31万5千円

賃金：20万円×4ヶ月＝80万円  
⇒合計：111万5千円

雇用保険手続きをしてから5ヶ月後を比較！！

## 再就職手当の支給要件

- ①就職日前日までの失業給付の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上であること。
- ②1年を超えて勤務することが確実であると認められること。
- ③待機期間満了後の就職であること。
- ④離職理由による給付制限を受けた場合は、待機期間満了後1ヶ月間については、ハローワーク等または、許可届出のある職業紹介事業者の紹介により就職したものであること。
- ⑤離職前の事業主や、その関連事業主への再就職でないこと。
- ⑥就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと。
- ⑦受給資格決定（求職申し込み）前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと。
- ⑧原則として、雇用保険の被保険者資格要件を満たす条件での雇用であること。